

## 今年度の保険料額

被保険者の皆さんにお支払いいただく今年度の保険料率は表3のとおりです。

また、保険料額は被保険者ごとに計算されます(表4)。被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額が保険料となります。

後期高齢者医療制度の内容や保険料は、それぞれ問い合わせ先までご連絡ください。

### 令和3年度の保険料率(表3)

均等割額(被保険者が等しく負担)	52,048円(年間)
所得割額(被保険者の所得に応じて負担)	10.98%
賦課限度額(1年間の保険料上限額)	64万円



### 令和3年度の保険料の計算方法(表4)

<b>均等割額</b> 【1人当たりの額】 52,048円	+	<b>所得割額</b> 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得 - 43万円) × 10.98%	=	<b>1年間の保険料</b> 【限度額】64万円 (100円未満切り捨て)
-------------------------------------	---	---------------------------------------------------------------	---	---------------------------------------------

※年度途中で加入したときは、加入した月から月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

### 年間保険料額の例(令和3年度版)

#### ●単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	令和3年度	前年度比
80万円	7割	15,600円	増減なし
168万円	7割	32,000円	3,900円増
196.5万円	5割	73,700円	増減なし
220万円	2割	115,200円	増減なし

#### ●夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	令和3年度	前年度比
80万円	夫	7割	15,600円	増減なし
	妻		15,600円	
168万円	夫	7割	32,000円	3,900円増
	妻		15,600円	
225万円	夫	5割	105,000円	増減なし
	妻		26,000円	
272万円	夫	2割	172,300円	増減なし
	妻		41,600円	

## 安心して医療を受けられる社会を維持するために

# 後期高齢者医療制度



### 【問い合わせ】

- ◆制度に関すること 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
- ◆保険証・給付に関すること 住民保健課国保グループ ☎ 73-7508
- ◆保険料に関すること 税務課課税グループ ☎ 73-7505

### 均等割の軽減割合を見直し

世代間の負担の公平を図り、全ての方々が安心して医療を受けられることを目的として、令和3年度から、後期高齢者医療保険料の均等割(全員に納めていただく部分)の軽減割合が見直されました。(表1→2)

### 令和2年度(表1)

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円(かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減



### 令和3年度(表2)

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者の数-1)	7割軽減
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者の数-1)	5割軽減
43万円+(52万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者の数-1)	2割軽減

※給与所得者とは、下記のいずれかに該当する方です。

- ・給与などの収入金額が55万円を超える方
- ・65歳未満で、公的年金の収入金額が60万円を超える方
- ・65歳以上で、公的年金の収入金額が125万円を超える方